

<p>入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 682 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,337 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 885 単位</p> <p>入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 633 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,122 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 885 単位</p> <p>入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 567 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,005 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 856 単位</p> <p>入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 533 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 856 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 856 単位</p> <p>入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 から までにおいて同じ。） 754 単位</p> <p>入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 701 単位</p>	<p>入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 586 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,150 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位</p> <p>入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 544 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 965 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 761 単位</p> <p>入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 487 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 864 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位</p> <p>入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 458 単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 736 単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 736 単位</p> <p>入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 から までにおいて同じ。） 648 単位</p> <p>入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 603 単位</p>
---	---

入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>615 単位</u>	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>529 単位</u>
入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>593 単位</u>	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>510 単位</u>
入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>572 単位</u>	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>492 単位</u>
入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>550 単位</u>	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>473 単位</u>
入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>531 単位</u>	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>456 単位</u>
入所定員が 91 人以上の場合	<u>510 単位</u>	入所定員が 91 人以上の場合	<u>438 単位</u>
二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が 5 人の場合		入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,054 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
入所定員が 10 人の場合		入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>785 単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,857 単位</u>	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>831 単位</u>
入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>683 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>587 単位</u>

(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,326 単位</u>	(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,141 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	<u>880 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	<u>757 単位</u>
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>636 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>547 単位</u>
(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,120 単位</u>	(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>963 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	<u>880 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	<u>757 単位</u>
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>563 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484 単位</u>
(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>949 単位</u>	(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>816 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	<u>851 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	<u>732 単位</u>
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>536 単位</u>	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>461 単位</u>
(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>851 単位</u>	(ニ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>732 単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が 主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。か ら までにおいて同じ。）	<u>851 単位</u>	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が 主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。か ら までにおいて同じ。）	<u>732 単位</u>
入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>750 単位</u>	入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	<u>645 単位</u>
入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>698 単位</u>	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	<u>600 単位</u>
入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>612 単位</u>	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>526 単位</u>
入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>590 単位</u>	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>507 単位</u>
	<u>570 単位</u>	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>490 単位</u>

入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>548 単位</u>	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>471 単位</u>
入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>528 単位</u>	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	<u>454 単位</u>
入所定員が 91 人以上の場合	<u>509 単位</u>	入所定員が 91 人以上の場合	<u>437 単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が 50 人以下の場合	<u>753 単位</u>	入所定員が 50 人以下の場合	<u>752 単位</u>
入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>739 単位</u>	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	<u>738 単位</u>
入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>724 単位</u>	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	<u>723 単位</u>
入所定員が 71 人以上の場合	<u>708 単位</u>	入所定員が 71 人以上の場合	<u>707 単位</u>
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）	
主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>352 単位</u>	主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	<u>351 単位</u>
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>175 単位</u>	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>174 単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>914 単位</u>	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>913 単位</u>
ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>420 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>419 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>384 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>383 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>352 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>351 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>319 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>318 単位</u>
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	

(一) 60 日目まで	<u>206 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>205 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>190 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>189 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>175 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>174 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>160 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>159 単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,101 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,100 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,003 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>1,002 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>914 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>913 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>825 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>824 単位</u>
八 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		八 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>127 単位</u>	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>126 単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>890 単位</u>	主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>889 単位</u>
二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合		二 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>153 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>152 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>139 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>138 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>127 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>126 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>115 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>114 単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60 日目まで	<u>1,077 単位</u>	(一) 60 日目まで	<u>1,076 単位</u>
(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>979 単位</u>	(二) 61 日目以降 90 日目まで	<u>978 単位</u>
(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>890 単位</u>	(三) 91 日目以降 180 日目まで	<u>889 単位</u>
(四) 181 日目以降	<u>801 単位</u>	(四) 181 日目以降	<u>800 単位</u>

医療連携体制加算の見直しについて

見直し後	現行
(短期入所)	(短期入所)
イ 医療連携体制加算() 32 単位	イ 医療連携体制加算() 600 単位
ロ 医療連携体制加算() 63 単位	ロ 医療連携体制加算() 300 単位
ハ 医療連携体制加算() 125 単位	(新設)
ニ 医療連携体制加算() (4 時間未満)	(新設)
— 看護職員が看護を行う利用者が 1 人 960 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が 2 人 600 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が 3 人以上 8 人以下 480 単位	
ホ 医療連携体制加算() (4 時間以上)	(新設)
— 看護職員が看護を行う利用者が 1 人 1,600 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が 2 人 960 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が 3 人以上 8 人以下 800 単位	
ヘ 医療連携体制加算() (8 時間以上、高度な医ケア)	(新設)
— 看護職員が看護を行う利用者が 1 人 2,000 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が 2 人 1,500 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が 3 人 1,000 単位	
ト 医療連携体制加算() 500 単位	ハ 医療連携体制加算() 500 単位
チ 医療連携体制加算() 100 単位	ニ 医療連携体制加算() 100 単位
リ 医療連携体制加算() 39 単位	ホ 医療連携体制加算() 39 単位
(削る)	ヘ 医療連携体制加算() 1,000 単位
(削る)	ト 医療連携体制加算() 500 単位
(重度障害者等包括支援)	(重度障害者等包括支援)
イ 短期入所を提供する場合	イ 短期入所を提供する場合
医療連携体制加算() 32 単位	医療連携体制加算() 600 単位
医療連携体制加算() 63 単位	医療連携体制加算() 300 単位
医療連携体制加算() 125 単位	(新設)

— 医療連携体制加算() (4時間未満)		(新設)
— (一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	960 単位	
— (二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	600 単位	
— (三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	480 単位	
— 医療連携体制加算() (4時間以上)		(新設)
— (一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	1,600 単位	
— (二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	960 単位	
— (三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	800 単位	
— 医療連携体制加算() (8時間以上、高度な医ケア)		(新設)
— (一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	2,000 単位	
— (二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	1,500 単位	
— (三) 看護職員が看護を行う利用者が3人	1,000 単位	
— 医療連携体制加算()	500 単位	— 医療連携体制加算() 500 単位
— 医療連携体制加算()	100 単位	— 医療連携体制加算() 100 単位
(削る)		— 医療連携体制加算() 1,000 単位
(削る)		— 医療連携体制加算() 500 単位
□ 共同生活援助を提供する場合		□ 共同生活援助を提供する場合
— 医療連携体制加算()	32 単位	— 医療連携体制加算() 500 単位
— 医療連携体制加算()	63 単位	— 医療連携体制加算() 250 単位
— 医療連携体制加算()	125 単位	(新設)
— 医療連携体制加算()		(新設)
— (一) 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位	
— (二) 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位	
— (三) 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位	
— 医療連携体制加算()	500 単位	— 医療連携体制加算() 500 単位
— 医療連携体制加算()	100 単位	— 医療連携体制加算() 100 単位
(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援)		(自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援)
イ 医療連携体制加算()	32 単位	イ 医療連携体制加算() 500 単位
ロ 医療連携体制加算()	63 単位	ロ 医療連携体制加算() 250 単位
ハ 医療連携体制加算()	125 単位	(新設)
ニ 医療連携体制加算()		(新設)
— 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位	
— 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位	

看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
ホ 医療連携体制加算()	500 単位	八 医療連携体制加算()	500 単位
△ 医療連携体制加算()	100 単位	三 医療連携体制加算()	100 単位
(共同生活援助)		(共同生活援助)	
イ 医療連携体制加算()	32 単位	イ 医療連携体制加算()	500 単位
ロ 医療連携体制加算()	63 単位	ロ 医療連携体制加算()	250 単位
ハ 医療連携体制加算()	125 単位	(新設)	
ニ 医療連携体制加算()		(新設)	
— 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位		
— 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位		
— 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
ホ 医療連携体制加算()	500 単位	八 医療連携体制加算()	500 単位
△ 医療連携体制加算()	100 単位	三 医療連携体制加算()	100 単位
ト 医療連携体制加算()	39 単位	ホ 医療連携体制加算()	39 単位
(児童発達支援、放課後等デイサービス)		(児童発達支援、放課後等デイサービス)	
イ 医療連携体制加算()	32 単位	イ 医療連携体制加算()	500 単位
ロ 医療連携体制加算()	63 単位	ロ 医療連携体制加算()	250 単位
ハ 医療連携体制加算()	125 単位	(新設)	
ニ 医療連携体制加算() (4時間未満)		(新設)	
— 看護職員が看護を行う利用者が1人	800 単位		
— 看護職員が看護を行う利用者が2人	500 単位		
— 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	400 単位		
ホ 医療連携体制加算() (4時間以上)		(新設)	
— 看護職員が看護を行う利用者が1人	1,600 単位		
— 看護職員が看護を行う利用者が2人	960 単位		
— 看護職員が看護を行う利用者が3人以上8人以下	800 単位		
△ 医療連携体制加算()	500 単位	八 医療連携体制加算()	500 単位
ト 医療連携体制加算()	100 単位	三 医療連携体制加算()	100 単位
(削る)		ホ 医療連携体制加算()	1,000 単位
(削る)		△ 医療連携体制加算()	500 単位

夜間支援等体制加算の見直しについて（共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型））

見直し後	現行
イ 夜間支援等体制加算() 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 (一) 区分4以上 <u>672 単位</u> (二) 区分3 <u>560 単位</u> (三) 区分2以下 <u>448 単位</u> 夜間支援対象利用者が3人 (一) 区分4以上 <u>448 単位</u> (二) 区分3 <u>373 単位</u> (三) 区分2以下 <u>299 単位</u> 夜間支援対象利用者が4人 (一) 区分4以上 <u>336 単位</u> (二) 区分3 <u>280 単位</u> (三) 区分2以下 <u>224 単位</u> 夜間支援対象利用者が5人 (一) 区分4以上 <u>269 単位</u> (二) 区分3 <u>224 単位</u> (三) 区分2以下 <u>179 単位</u> 夜間支援対象利用者が6人 (一) 区分4以上 <u>224 単位</u> (二) 区分3 <u>187 単位</u> (三) 区分2以下 <u>149 単位</u> 夜間支援対象利用者が7人 (一) 区分4以上 <u>192 単位</u> (二) 区分3 <u>160 単位</u>	イ 夜間支援等体制加算() 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この1の5において「夜間支援対象利用者」という。）が2人以下 <u>672 単位</u> (新設) (新設) (新設) 夜間支援対象利用者が3人 <u>448 単位</u> (新設) (新設) (新設) 夜間支援対象利用者が4人 <u>336 単位</u> (新設) (新設) (新設) 夜間支援対象利用者が5人 <u>269 単位</u> (新設) (新設) (新設) 夜間支援対象利用者が6人 <u>224 単位</u> (新設) (新設) (新設) 夜間支援対象利用者が7人 <u>192 単位</u> (新設) (新設)

(三) <u>区分2以下</u> 夜間支援対象利用者が <u>8人</u>	<u>128 単位</u>	(新設)	
(一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>168 単位</u> <u>140 単位</u> <u>112 単位</u>	(新設) (新設) (新設)	<u>149 単位</u>
夜間支援対象利用者が <u>9人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>149 単位</u> <u>124 単位</u> <u>99 単位</u>	(新設)	
夜間支援対象利用者が <u>10人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>135 単位</u> <u>113 単位</u> <u>90 単位</u>	(新設)	
夜間支援対象利用者が <u>11人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>122 単位</u> <u>102 単位</u> <u>81 単位</u>	夜間支援対象利用者が <u>11人以上13人以下</u> (新設) (新設) (新設)	<u>112 単位</u>
夜間支援対象利用者が <u>12人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>112 単位</u> <u>93 単位</u> <u>75 単位</u>	(新設)	
夜間支援対象利用者が <u>13人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>103 単位</u> <u>86 単位</u> <u>69 単位</u>	(新設)	
夜間支援対象利用者が <u>14人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>96 単位</u> <u>80 単位</u> <u>64 単位</u>	夜間支援対象利用者が <u>14人以上16人以下</u> (新設) (新設) (新設)	<u>90 単位</u>
夜間支援対象利用者が <u>15人</u> (一) <u>区分4以上</u> (二) <u>区分3</u> (三) <u>区分2以下</u>	<u>90 単位</u> <u>75 単位</u> <u>60 単位</u>	(新設)	
夜間支援対象利用者が <u>16人</u>		(新設)	

<ul style="list-style-type: none"> (一) <u>区分4以上</u> 84 単位 (二) <u>区分3</u> 70 単位 (三) <u>区分2以下</u> 56 単位 	
<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 17 人</u> (一) <u>区分4以上</u> 79 単位 (二) <u>区分3</u> 66 単位 (三) <u>区分2以下</u> 53 単位 	<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 17 人以上 20 人以下</u> 75 単位 (新設) (新設) (新設) (新設)
<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 18 人</u> (一) <u>区分4以上</u> 75 単位 (二) <u>区分3</u> 63 単位 (三) <u>区分2以下</u> 50 単位 	(新設)
<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 19 人</u> (一) <u>区分4以上</u> 71 単位 (二) <u>区分3</u> 59 単位 (三) <u>区分2以下</u> 47 単位 	(新設)
<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 20 人</u> (一) <u>区分4以上</u> 67 単位 (二) <u>区分3</u> 56 単位 (三) <u>区分2以下</u> 45 単位 	(新設)
<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 21 人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居 (以下「共同生活住居」という。) に入居している場合に限る。)</u> (一) <u>区分4以上</u> 64 単位 (二) <u>区分3</u> 53 単位 (三) <u>区分2以下</u> 43 単位 	<ul style="list-style-type: none"> — <u>夜間支援対象利用者が 21 人以上 30 人以下 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居 (以下「共同生活住居」という。) に入居している場合に限る。)</u> 54 単位 (新設) (新設) (新設) (新設)
<ul style="list-style-type: none"> (21) <u>夜間支援対象利用者が 22 人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> (一) <u>区分4以上</u> 61 単位 (二) <u>区分3</u> 51 単位 (三) <u>区分2以下</u> 41 単位 	(新設)
<ul style="list-style-type: none"> (22) <u>夜間支援対象利用者が 23 人 (夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u> (一) <u>区分4以上</u> 58 単位 (二) <u>区分3</u> 48 単位 	(新設)

(三) <u>区分2以下</u> 39 単位 (23) <u>夜間支援対象利用者が24人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 56 単位 (二) <u>区分3</u> 47 単位 (三) <u>区分2以下</u> 37 単位 (24) <u>夜間支援対象利用者が25人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 54 単位 (二) <u>区分3</u> 45 単位 (三) <u>区分2以下</u> 36 単位 (25) <u>夜間支援対象利用者が26人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 51 単位 (二) <u>区分3</u> 43 単位 (三) <u>区分2以下</u> 34 単位 (26) <u>夜間支援対象利用者が27人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 50 単位 (二) <u>区分3</u> 42 単位 (三) <u>区分2以下</u> 33 単位 (27) <u>夜間支援対象利用者が28人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 48 単位 (二) <u>区分3</u> 40 単位 (三) <u>区分2以下</u> 32 単位 (28) <u>夜間支援対象利用者が29人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 46 単位 (二) <u>区分3</u> 38 単位 (三) <u>区分2以下</u> 31 単位 (28) <u>夜間支援対象利用者が30人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)</u>	(新設)
(一) <u>区分4以上</u> 45 単位	

(ニ) 区分3	38 単位		
(三) 区分2以下	30 単位		
□ 夜間支援等体制加算()		□ 夜間支援等体制加算()	
夜間支援対象利用者が4人以下	112 単位	夜間支援対象利用者が4人以下	112 単位
夜間支援対象利用者が5人	90 単位	夜間支援対象利用者が5人	90 単位
夜間支援対象利用者が6人	75 単位	夜間支援対象利用者が6人	75 単位
夜間支援対象利用者が7人	64 単位	夜間支援対象利用者が7人	64 単位
夜間支援対象利用者が8人	56 単位	夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	50 単位
夜間支援対象利用者が9人	50 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が10人	45 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が11人	40 単位	夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	37 単位
夜間支援対象利用者が12人	37 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が13人	34 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が14人	32 単位	夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	30 単位
夜間支援対象利用者が15人	30 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が16人	28 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が17人	26 単位	夜間支援対象利用者が17人以上20人以下	25 単位
夜間支援対象利用者が18人	25 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が19人	23 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が20人	22 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	21 単位	夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18 単位
夜間支援対象利用者が22人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	20 単位	(新設)	
夜間支援対象利用者が23人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	19 単位	(新設)	
(21) 夜間支援対象利用者が24人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18 単位	(新設)	
(22) 夜間支援対象利用者が25人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	18 単位	(新設)	
(23) 夜間支援対象利用者が26人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)	17 単位	(新設)	
(24) 夜間支援対象利用者が27人(夜間支援対象利用者が同一の共		(新設)	

同生活住居に入居している場合に限る。)	16 単位	
(26) 夜間支援対象利用者が 28 人 (夜間支援対象利用者が同一の共 同生活住居に入居している場合に限る。)	16 単位	(新設)
(26) 夜間支援対象利用者が 29 人 (夜間支援対象利用者が同一の共 同生活住居に入居している場合に限る。)	15 単位	(新設)
(27) 夜間支援対象利用者が 30 人 (夜間支援対象利用者が同一の共 同生活住居に入居している場合に限る。)	15 単位	(新設)
八 (略)		八 (略)
三 夜間支援等体制加算()		(新設)
— 夜間支援対象利用者が 15 人以下	60 単位	
— 夜間支援対象利用者が 16 人	56 単位	
— 夜間支援対象利用者が 17 人	53 単位	
— 夜間支援対象利用者が 18 人	50 単位	
— 夜間支援対象利用者が 19 人	47 単位	
— 夜間支援対象利用者が 20 人	45 単位	
— 夜間支援対象利用者が 21 人	43 単位	
— 夜間支援対象利用者が 22 人	41 単位	
— 夜間支援対象利用者が 23 人	39 単位	
— 夜間支援対象利用者が 24 人	37 単位	
— 夜間支援対象利用者が 25 人	36 単位	
— 夜間支援対象利用者が 26 人	34 単位	
— 夜間支援対象利用者が 27 人	33 単位	
— 夜間支援対象利用者が 28 人	32 単位	
— 夜間支援対象利用者が 29 人	31 単位	
— 夜間支援対象利用者が 30 人	30 単位	
ホ 夜間支援等体制加算()		(新設)
— 夜間支援対象利用者が 15 人以下	30 単位	
— 夜間支援対象利用者が 16 人	28 単位	
— 夜間支援対象利用者が 17 人	26 単位	
— 夜間支援対象利用者が 18 人	25 単位	
— 夜間支援対象利用者が 19 人	23 単位	

—	夜間支援対象利用者が 20 人	22 単位	
—	夜間支援対象利用者が 21 人	21 単位	
—	夜間支援対象利用者が 22 人	20 単位	
—	夜間支援対象利用者が 23 人	19 単位	
—	夜間支援対象利用者が 24 人	18 単位	
—	夜間支援対象利用者が 25 人	18 単位	
—	夜間支援対象利用者が 26 人	17 単位	
—	夜間支援対象利用者が 27 人	16 単位	
—	夜間支援対象利用者が 28 人	16 単位	
—	夜間支援対象利用者が 29 人	15 単位	
—	夜間支援対象利用者が 30 人	15 単位	
△	夜間支援等体制加算()		(新設)
—	夜間支援対象利用者が 15 人以下	30 単位	
—	夜間支援対象利用者が 16 人	28 単位	
—	夜間支援対象利用者が 17 人	26 単位	
—	夜間支援対象利用者が 18 人	25 単位	
—	夜間支援対象利用者が 19 人	23 単位	
—	夜間支援対象利用者が 20 人	22 単位	
—	夜間支援対象利用者が 21 人	21 単位	
—	夜間支援対象利用者が 22 人	20 単位	
—	夜間支援対象利用者が 23 人	19 単位	
—	夜間支援対象利用者が 24 人	18 単位	
—	夜間支援対象利用者が 25 人	18 単位	
—	夜間支援対象利用者が 26 人	17 単位	
—	夜間支援対象利用者が 27 人	16 単位	
—	夜間支援対象利用者が 28 人	16 単位	
—	夜間支援対象利用者が 29 人	15 単位	
—	夜間支援対象利用者が 30 人	15 単位	
	注 1 ~ 3 (略)		注 1 ~ 3 (略)
	4 二については、イの夜間支援等体制加算()を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を 1 名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に		(新設)

対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ホについては、イの夜間支援等体制加算()を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算()の算定対象となる利用者については、算定しない。

(新設)

6 ヘについては、イの夜間支援等体制加算()を算定している指定共同生活援助事業所等であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置する共同生活住居に巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、二の夜間支援等体制加算()又はホの夜間支援等体制加算()の算定対象となる利用者については、算定しない。

(新設)

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

労働時間	(評価要素) ・1日の平均労働時間																
<u>1日の平均労働時間の状況</u>																	
(評価の視点) 「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。																	
(評価方法) 前年度において、 <u>雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。</u>																	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">7時間以上</td> <td style="width: 33%;">: 80点</td> <td style="width: 33%;">4時間以上4時間30分未満</td> <td style="width: 33%;">: 40点</td> </tr> <tr> <td>6時間以上7時間未満</td> <td>: 70点</td> <td>3時間以上4時間未満</td> <td>: 30点</td> </tr> <tr> <td>5時間以上6時間未満</td> <td>: 55点</td> <td>2時間以上3時間未満</td> <td>: 20点</td> </tr> <tr> <td>4時間30分以上5時間未満</td> <td>: 45点</td> <td>2時間未満</td> <td>: 5点</td> </tr> </table>		7時間以上	: 80点	4時間以上4時間30分未満	: 40点	6時間以上7時間未満	: 70点	3時間以上4時間未満	: 30点	5時間以上6時間未満	: 55点	2時間以上3時間未満	: 20点	4時間30分以上5時間未満	: 45点	2時間未満	: 5点
7時間以上	: 80点	4時間以上4時間30分未満	: 40点														
6時間以上7時間未満	: 70点	3時間以上4時間未満	: 30点														
5時間以上6時間未満	: 55点	2時間以上3時間未満	: 20点														
4時間30分以上5時間未満	: 45点	2時間未満	: 5点														
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価することを可とする。()																	

生産活動	(評価要素) ・前年度及び前々年度における生産活動収支の状況								
<u>生産活動収支の状況</u>									
(評価の視点) 生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。									
(評価方法) 前年度及び前々年度の各年度において <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額(以下、生産活動収支という。)</u> が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。</td> <td style="width: 20%;">: 40点</td> </tr> <tr> <td>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。</td> <td>: 25点</td> </tr> <tr> <td>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。</td> <td>: 20点</td> </tr> <tr> <td>前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。</td> <td>: 5点</td> </tr> </table>		前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 40点	前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 25点	前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 20点	前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 5点
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 40点								
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。	: 25点								
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 20点								
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。	: 5点								
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可(その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。)とする。()									

多様な働き方	<p>(評価要素)</p> <p>免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員(利用者を除く)としての登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項</p>
<p>多様な働き方に係る制度整備及び実施状況</p>	<p>(評価の視点)</p> <p>利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価。</p> <p>(評価方法)</p> <p>任意の5項目について規程等(就業規則その他これに準ずるものに限る。)で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2(実績がない場合は1)として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。 8以上の場合: 35点 6又は7の場合: 25点 1以上5以下の場合: 15点</p> <p>(その他)</p> <p>令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。()</p>

支援力向上	<p>(評価要素)</p> <p>職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動 収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況</p>
<p>安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組</p>	<p>(評価の視点)</p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価。</p> <p>(評価方法)</p> <p>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各0~2として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。 8以上の場合: 35点 6又は7の場合: 25点 1以上5以下の場合: 15点</p> <p>(その他)</p> <p>令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。()</p>

地域連携活動	(評価要素) ・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	
(評価の視点) 事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組(地域連携活動)の実施状況により評価。	
(評価方法) 前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。 1事例以上ある場合 : 10点	
(その他) 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。()	

項目	点数	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="margin: 0;">点</p> <p style="margin: 0;">200点</p>
労働時間	5点 ~ 80点	
生産活動	5点 ~ 40点	
多様な働き方	0点 ~ 35点	
支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
地域連携活動	0点 ~ 10点	

	170点以上	150点以上 170点未満	130点以上 150点未満	105点以上 130点未満	80点以上 105点未満	60点以上 80点未満	60点未満
20人以下	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
.....							
81人以上	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位

() 令和4年度以降の報酬の取扱いは、その時の状況を踏まえ、改めて検討。

就労移行支援体制加算の見直しについて

就労継続支援 A 型

見直し後	現行
イ 就労移行支援体制加算（ ） 就労継続支援 A 型サービス費（ ）を算定している事業所が 対象 利用定員が20人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>93単位 / 日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>87単位 / 日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>80単位 / 日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>73単位 / 日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>65単位 / 日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>57単位 / 日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>50単位 / 日</u> 利用定員が21人以上40人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>49単位 / 日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>45単位 / 日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>41単位 / 日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>37単位 / 日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>32単位 / 日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>27単位 / 日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>23単位 / 日</u> 利用定員が41人以上60人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>35単位 / 日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>32単位 / 日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>28単位 / 日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>25単位 / 日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>21単位 / 日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>17単位 / 日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>14単位 / 日</u>	イ 就労移行支援体制加算（ ） 就労継続支援 A 型サービス費（ ）を算定している事業所が 対象 利用定員が20人以下 <u>42単位 / 日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 利用定員が21人以上40人以下 <u>18単位 / 日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 利用定員が41人以上60人以下 <u>10単位 / 日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

利用定員が61人以上80人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>27単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>25単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>21単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>19単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>16単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>13単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>10単位/日</u> 利用定員が81人以上 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>22単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>20単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>17単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>16単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>13単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>11単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>8単位/日</u>	利用定員が61人以上80人以下 <u>7単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 利用定員が81人以上 <u>6単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
□ 就労移行支援体制加算() 就労継続支援A型サービス費()を算定している事業所が 対象 利用定員が20人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>90単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>84単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>77単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>70単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>62単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>54単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>47単位/日</u> 利用定員が21人以上40人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 <u>48単位/日</u> (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 <u>44単位/日</u> (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 <u>40単位/日</u> (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 <u>36単位/日</u> (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 <u>31単位/日</u> (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 <u>26単位/日</u> (七) 評価点が60点未満の場合 <u>22単位/日</u>	□ 就労移行支援体制加算() 就労継続支援A型サービス費()を算定している事業所が 対象 利用定員が20人以下 <u>39単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 利用定員が21人以上40人以下 <u>17単位/日</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

利用定員が41人以上60人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 34単位/日 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 31単位/日 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 27単位/日 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 24単位/日 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 20単位/日 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 16単位/日 (七) 評価点が60点未満の場合 13単位/日	利用定員が41人以上60人以下 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	<u>9 単位 / 日</u>
利用定員が61人以上80人以下 (一) 評価点が170点以上の場合 27単位/日 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 25単位/日 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 21単位/日 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 19単位/日 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 16単位/日 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 13単位/日 (七) 評価点が60点未満の場合 10単位/日	利用定員が61人以上80人以下 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	<u>7 単位 / 日</u>
利用定員が81人以上 (一) 評価点が170点以上の場合 21単位/日 (二) 評価点が150点以上170点未満の場合 19単位/日 (三) 評価点が130点以上150点未満の場合 16単位/日 (四) 評価点が105点以上130点未満の場合 15単位/日 (五) 評価点が80点以上105点未満の場合 12単位/日 (六) 評価点が60点以上80点未満の場合 10単位/日 (七) 評価点が60点未満の場合 7単位/日	利用定員が81人以上 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	<u>5 単位 / 日</u>

就労継続支援 B 型

見直し後	現行
イ 就労移行支援体制加算 () 就労継続支援 B 型サービス費 () を算定している事業所 が対象 利用定員が 20 人以下 (一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合 93 単位 / 日 (二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合 86 単位 / 日 (三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合 79 単位 / 日	イ 就労移行支援体制加算 () 就労継続支援 B 型サービス費 () を算定している事業所 が対象 利用定員が 20 人以下 <u>42 単位 / 日</u> (新設) (新設) (新設)

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	72 単位 / 日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	65 単位 / 日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	58 単位 / 日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	51 単位 / 日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	48 単位 / 日	(新設)	
利用定員が21人以上40人以下		利用定員が21人以上40人以下	<u>18 単位 / 日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	49 単位 / 日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	44 単位 / 日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	40 単位 / 日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	36 単位 / 日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	32 単位 / 日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	28 単位 / 日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	23 単位 / 日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	22 単位 / 日	(新設)	
利用定員が41人以上60人以下		利用定員が41人以上60人以下	<u>10 単位 / 日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	35 単位 / 日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	31 単位 / 日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	28 単位 / 日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	24 単位 / 日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	21 単位 / 日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	18 単位 / 日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	14 単位 / 日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	13 単位 / 日	(新設)	
利用定員が61人以上80人以下		利用定員が61人以上80人以下	<u>7 単位 / 日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	27 単位 / 日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	24 単位 / 日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	21 単位 / 日	(新設)	
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	18 単位 / 日	(新設)	
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	16 単位 / 日	(新設)	
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	13 単位 / 日	(新設)	
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	10 単位 / 日	(新設)	
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	9 単位 / 日	(新設)	
利用定員が81人以上		利用定員が81人以上	<u>6 単位 / 日</u>
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	22 単位 / 日	(新設)	
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	20 単位 / 日	(新設)	
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	17 単位 / 日	(新設)	

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	15 単位 / 日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	13 単位 / 日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	11 単位 / 日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	8 単位 / 日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	7 単位 / 日	(新設)
□ 就労移行支援体制加算 () 就労継続支援B型サービス費 () を算定している事業所 が対象 利用定員が20人以下		□ 就労移行支援体制加算 () 就労継続支援B型サービス費 () を算定している事業所 が対象 利用定員が20人以下
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	90 単位 / 日	39 単位 / 日
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	83 単位 / 日	(新設)
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	76 単位 / 日	(新設)
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	69 単位 / 日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	62 単位 / 日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	55 単位 / 日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	48 単位 / 日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	45 単位 / 日	(新設)
利用定員が21人以上40人以下		17 単位 / 日
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	48 単位 / 日	(新設)
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	43 単位 / 日	(新設)
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	39 単位 / 日	(新設)
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	35 単位 / 日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	31 単位 / 日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	27 単位 / 日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	22 単位 / 日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	21 単位 / 日	(新設)
利用定員が41人以上60人以下		9 単位 / 日
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	34 単位 / 日	(新設)
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	30 単位 / 日	(新設)
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	27 単位 / 日	(新設)
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	23 単位 / 日	(新設)
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	20 単位 / 日	(新設)
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	17 単位 / 日	(新設)
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	13 単位 / 日	(新設)
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	12 単位 / 日	(新設)

福祉・介護職員処遇改善加算の加算率について

見直し後				現行			
< 居宅介護 >				< 居宅介護 >			
イ	()	所定単位数	× 27.4%	イ	()	所定単位数	× 30.2%
ロ	()	所定単位数	× 20.0%	ロ	()	所定単位数	× 22.0%
ハ	()	所定単位数	× 11.1%	ハ	()	所定単位数	× 12.2%
< 重度訪問介護 >				< 重度訪問介護 >			
イ	()	所定単位数	× 20.0%	イ	()	所定単位数	× 19.1%
ロ	()	所定単位数	× 14.6%	ロ	()	所定単位数	× 13.9%
ハ	()	所定単位数	× 8.1%	ハ	()	所定単位数	× 7.7%
< 同行援護 >				< 同行援護 >			
イ	()	所定単位数	× 27.4%	イ	()	所定単位数	× 30.2%
ロ	()	所定単位数	× 20.0%	ロ	()	所定単位数	× 22.0%
ハ	()	所定単位数	× 11.1%	ハ	()	所定単位数	× 12.2%
< 行動援護 >				< 行動援護 >			
イ	()	所定単位数	× 23.9%	イ	()	所定単位数	× 25.0%
ロ	()	所定単位数	× 17.5%	ロ	()	所定単位数	× 18.2%
ハ	()	所定単位数	× 9.7%	ハ	()	所定単位数	× 10.1%
< 療養介護 >				< 療養介護 >			
イ	()	所定単位数	× 6.4%	イ	()	所定単位数	× 3.5%
ロ	()	所定単位数	× 4.7%	ロ	()	所定単位数	× 2.5%
ハ	()	所定単位数	× 2.6%	ハ	()	所定単位数	× 1.4%

<生活介護>				<生活介護>					
イ	()	所定単位数	×	<u>4.4%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>4.2%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>3.2%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>3.1%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>1.8%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>1.7%</u>
<短期入所>				<短期入所>					
イ	()	所定単位数	×	<u>8.6%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>6.9%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>6.3%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>5.0%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>3.5%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>2.8%</u>
<重度障害者等包括支援>				<重度障害者等包括支援>					
イ	()	所定単位数	×	<u>8.9%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>2.5%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>6.5%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>1.8%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>3.6%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>1.0%</u>
<施設入所支援>				<施設入所支援>					
イ	()	所定単位数	×	<u>8.6%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>6.9%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>6.3%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>5.0%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>3.5%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>2.8%</u>
<自立訓練(機能訓練)>				<自立訓練(機能訓練)>					
イ	()	所定単位数	×	<u>6.7%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>5.7%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>4.9%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>4.1%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>2.7%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>2.3%</u>
<自立訓練(生活訓練)>				<自立訓練(生活訓練)>					
イ	()	所定単位数	×	<u>6.7%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>5.7%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>4.9%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>4.1%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>2.7%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>2.3%</u>
<就労移行支援>				<就労移行支援>					
イ	()	所定単位数	×	<u>6.4%</u>	イ	()	所定単位数	×	<u>6.7%</u>
ロ	()	所定単位数	×	<u>4.7%</u>	ロ	()	所定単位数	×	<u>4.9%</u>
ハ	()	所定単位数	×	<u>2.6%</u>	ハ	()	所定単位数	×	<u>2.7%</u>

<p>< 就労継続支援 A 型 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>5.7%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>4.1%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>2.3%</u></p> <p>< 就労継続支援 B 型 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>5.4%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>4.0%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>2.2%</u></p> <p>< 共同生活援助 (指定共同生活援助) ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>8.6%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>6.3%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>3.5%</u></p> <p>< 共同生活援助 (日中サービス支援型) ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>8.6%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>6.3%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>3.5%</u></p> <p>< 共同生活援助 (外部サービス利用型) ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>15.0%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>11.0%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>6.1%</u></p> <p>< 児童発達支援 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>8.1%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>5.9%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>3.3%</u></p> <p>< 医療型児童発達支援 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>12.6%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>9.2%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>5.1%</u></p>	<p>< 就労継続支援 A 型 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>5.4%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>4.0%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>2.2%</u></p> <p>< 就労継続支援 B 型 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>5.2%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>3.8%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>2.1%</u></p> <p>< 共同生活援助 (指定共同生活援助) ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>7.4%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>5.4%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>3.0%</u></p> <p>< 共同生活援助 (日中サービス支援型) ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>7.4%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>5.4%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>3.0%</u></p> <p>< 共同生活援助 (外部サービス利用型) ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>17.0%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>12.4%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>6.9%</u></p> <p>< 児童発達支援 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>7.6%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>5.6%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>3.1%</u></p> <p>< 医療型児童発達支援 ></p> <p>イ () 所定単位数 × <u>14.6%</u></p> <p>ロ () 所定単位数 × <u>10.6%</u></p> <p>ハ () 所定単位数 × <u>5.9%</u></p>
---	--

<放課後等デイサービス>				<放課後等デイサービス>			
イ	()	所定単位数	× 8.4%	イ	()	所定単位数	× 8.1%
ロ	()	所定単位数	× 6.1%	ロ	()	所定単位数	× 5.9%
ハ	()	所定単位数	× 3.4%	ハ	()	所定単位数	× 3.3%
<居宅訪問型児童発達支援>				<居宅訪問型児童発達支援>			
イ	()	所定単位数	× 8.1%	イ	()	所定単位数	× 7.9%
ロ	()	所定単位数	× 5.9%	ロ	()	所定単位数	× 5.8%
ハ	()	所定単位数	× 3.3%	ハ	()	所定単位数	× 3.2%
<保育所等訪問支援>				<保育所等訪問支援>			
イ	()	所定単位数	× 8.1%	イ	()	所定単位数	× 7.9%
ロ	()	所定単位数	× 5.9%	ロ	()	所定単位数	× 5.8%
ハ	()	所定単位数	× 3.3%	ハ	()	所定単位数	× 3.2%
<福祉型障害児入所施設>				<福祉型障害児入所施設>			
イ	()	所定単位数	× 9.9%	イ	()	所定単位数	× 6.2%
ロ	()	所定単位数	× 7.2%	ロ	()	所定単位数	× 4.5%
ハ	()	所定単位数	× 4.0%	ハ	()	所定単位数	× 2.5%
<医療型障害児入所施設>				<医療型障害児入所施設>			
イ	()	所定単位数	× 7.9%	イ	()	所定単位数	× 3.5%
ロ	()	所定単位数	× 5.8%	ロ	()	所定単位数	× 2.5%
ハ	()	所定単位数	× 3.2%	ハ	()	所定単位数	× 1.4%

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の加算率について

見直し後				現行			
< 居宅介護 >				< 居宅介護 >			
イ	()	所定単位数	× 7.0%	イ	()	所定単位数	× 7.4%
ロ	()	所定単位数	× 5.5%	ロ	()	所定単位数	× 5.8%
< 重度訪問介護 >				< 重度訪問介護 >			
イ	()	所定単位数	× 7.0%	イ	()	所定単位数	× 4.5%
ロ	()	所定単位数	× 5.5%	ロ	()	所定単位数	× 3.6%
< 同行援護 >				< 同行援護 >			
イ	()	所定単位数	× 7.0%	イ	()	所定単位数	× 14.8%
ロ	()	所定単位数	× 5.5%	ロ	()	所定単位数	× 11.5%
< 行動援護 >				< 行動援護 >			
イ	()	所定単位数	× 7.0%	イ	()	所定単位数	× 6.9%
ロ	()	所定単位数	× 5.5%	ロ	()	所定単位数	× 5.7%
< 療養介護 >				< 療養介護 >			
イ	()	所定単位数	× 2.1%	イ	()	所定単位数	× 2.5%
ロ	()	所定単位数	× 1.9%	ロ	()	所定単位数	× 2.3%
< 生活介護 >				< 生活介護 >			
イ	()	所定単位数	× 1.4%	イ	()	所定単位数	× 1.4%
ロ	()	所定単位数	× 1.3%	ロ	()	所定単位数	× 1.3%
< 短期入所 >				< 短期入所 >			
		所定単位数	× 2.1%			所定単位数	× 1.9%

< 重度障害者等包括支援 > 所定単位数 × <u>6.1%</u>	< 重度障害者等包括支援 > 所定単位数 × <u>1.5%</u>
< 施設入所支援 > 所定単位数 × <u>2.1%</u>	< 施設入所支援 > 所定単位数 × <u>1.9%</u>
< 自立訓練（機能訓練） > イ（ ） 所定単位数 × <u>4.0%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>3.6%</u>	< 自立訓練（機能訓練） > イ（ ） 所定単位数 × <u>5.0%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>4.5%</u>
< 自立訓練（生活訓練） > イ（ ） 所定単位数 × <u>4.0%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>3.6%</u>	< 自立訓練（生活訓練） > イ（ ） 所定単位数 × <u>3.9%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>3.4%</u>
< 就労移行支援 > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.7%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.5%</u>	< 就労移行支援 > イ（ ） 所定単位数 × <u>2.0%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.7%</u>
< 就労継続支援 A 型 > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.7%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.5%</u>	< 就労継続支援 A 型 > イ（ ） 所定単位数 × <u>0.4%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>0.4%</u>
< 就労継続支援 B 型 > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.7%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.5%</u>	< 就労継続支援 B 型 > イ（ ） 所定単位数 × <u>2.0%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.7%</u>
< 共同生活援助（指定共同生活援助） > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.9%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.6%</u>	< 共同生活援助（指定共同生活援助） > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.8%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.5%</u>
< 共同生活援助（日中サービス支援型） > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.9%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.6%</u>	< 共同生活援助（日中サービス支援型） > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.8%</u> ロ（ ） 所定単位数 × <u>1.5%</u>
< 共同生活援助（外部サービス利用型） > イ（ ） 所定単位数 × <u>1.9%</u>	< 共同生活援助（外部サービス利用型） > イ（ ） 所定単位数 × <u>2.0%</u>

□ () 所定単位数	×	<u>1.6%</u>	□ () 所定単位数	×	<u>1.6%</u>
< 児童発達支援 >			< 児童発達支援 >		
イ () 所定単位数	×	<u>1.3%</u>	イ () 所定単位数	×	<u>2.5%</u>
□ () 所定単位数	×	<u>1.0%</u>	□ () 所定単位数	×	<u>2.2%</u>
< 医療型児童発達支援 >			< 医療型児童発達支援 >		
イ () 所定単位数	×	<u>1.3%</u>	イ () 所定単位数	×	<u>9.2%</u>
□ () 所定単位数	×	<u>1.0%</u>	□ () 所定単位数	×	<u>8.2%</u>
< 放課後等デイサービス >			< 放課後等デイサービス >		
イ () 所定単位数	×	<u>1.3%</u>	イ () 所定単位数	×	<u>0.7%</u>
□ () 所定単位数	×	<u>1.0%</u>	□ () 所定単位数	×	<u>0.5%</u>
< 居宅訪問型児童発達支援 >			< 居宅訪問型児童発達支援 >		
所定単位数	×	<u>1.1%</u>	所定単位数	×	<u>5.1%</u>
< 保育所等訪問支援 >			< 保育所等訪問支援 >		
所定単位数	×	<u>1.1%</u>	所定単位数	×	<u>5.1%</u>
< 福祉型障害児入所施設 >			< 福祉型障害児入所施設 >		
イ () 所定単位数	×	<u>4.3%</u>	イ () 所定単位数	×	<u>5.5%</u>
□ () 所定単位数	×	<u>3.9%</u>	□ () 所定単位数	×	<u>5.0%</u>
< 医療型障害児入所施設 >			< 医療型障害児入所施設 >		
イ () 所定単位数	×	<u>4.3%</u>	イ () 所定単位数	×	<u>3.0%</u>
□ () 所定単位数	×	<u>3.9%</u>	□ () 所定単位数	×	<u>2.7%</u>

地域区分の見直しについて

【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせる。

【経過措置】令和2年度までの地域区分と令和3年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。

平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年度以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲内において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和5年度まで延長することを認める。

【特例】以下の又はの場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で見直すことを認める。

高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能
公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

経過措置及び特例の適用については、各自治体の意向を踏まえることとする。

令和3～5年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

		見直し後の障害者の地域区分								
		1級地 (2.9%)	2級地 (1.6%)	3級地 (1.5%)	4級地 (1.2%)	5級地 (1.3%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)	
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	1級地 (2.9%)	東京都 特別区								
	2級地 (1.6%)		東京都 町田市、狛江市、多摩市 神奈川県 横浜市の川崎市 大阪府 大阪市							
	3級地 (1.5%)			埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市、印西市 東京都 八王子市、東横野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市中区 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 芦屋市						
	4級地 (1.2%)			東京都 青梅市、東村山市 茨城県 牛久市 千葉県 船橋市、鎌安市、袖ヶ浦市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市 大阪府 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市、西宮市、宝塚市			茨城県 取手市、つくば市			
	5級地 (1.0%)		東京都 東久留米市	埼玉県 志木市 千葉県 習志野市 神奈川県 海老名市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、守谷市 埼玉県 朝霞市、新座市、ふじみ野市 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市 東京都 羽村市、あきる野市、日の出町、練馬区、平塚市、小金原町、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、鎌川町 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、川西市、三田市 広島県 広島市、府中町 福岡県 福岡市	東京都 瑞穂村 愛知県 豊明市				
	6級地 (6%)		大阪府 四條畷市	千葉県 八千代市 愛知県 みよし市 兵庫県 伊丹市 福岡県 春日市	宮城県 仙台市 茨城県 古河市、龍ヶ崎、利根町、宇都宮市、下野市、野木町 群馬県 高崎市 千葉県 川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、人間市、横川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、草野市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、坂戸町、杉戸町、秩父町 東京都 武蔵村山市、奥多摩町 神奈川県 三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、日進市、豊田市、北名古屋市、碧南市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、栗東市、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 大阪府 津和野市、堺大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大和狭山市、常陸市、島本町、豊島町、熊取町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河内町、千早赤阪村 兵庫県 明石市、狭山市 奈良県 奈良市、大和高原市、大和郡山市、生駒市 福岡県 大野城市、糟津市	茨城県 ひたさか市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町 静岡県 沼津市、島崎町 愛知県 知多市	京都府 南丹市			
	7級地 (3%)				千葉県 栄町	埼玉県 飯能市、坂戸市 東京都 瑞穂町 茨城県 茨城県、豊山町、飛鳥村	北海道 札幌市 茨城県 鉾田市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、塩原市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、石巻町、稲町 栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町 群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町 埼玉県 熊谷市、深谷市、白岡市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山市、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町 千葉県 東金市、君津市、富津市、八街市、富津市、山武市、大網白里市、長柄町、長南町 神奈川県 横浜町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊藤市、下諏訪町 岐阜県 大垣市、高山市、多治見市、岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐阜町、笠松町 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市 愛知県 稲野市、海部市、清水町、長島町、小山町、川根本町、森町 徳島県 一宮市、平田市、豊川市、海部市、大山市、常陸市、江野市、小牧市、新城市、東海市 高知県 若谷市、田原市、大川町、珠美町、阿久比町、東洋町、幸田町、設楽町、東栄町、豊後町 三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、水越町、東員町、高野町、朝日町、川越町 奈良県 北谷市、野添市、湖南市、葛城市、東近江市、米原市、多賀町 京都府 城陽市、大山崎町、井手町 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町 奈良県 天理市、橿原市、桜井市、田原市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺市、宇陀町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川辺町、三宅町、田原本町、曽根町、相古町、上牧町、三宅町、高良町、河合町 和歌山県 和歌山市、橋本町、紀の川市、岩出市、かつらぎ町 岡山県 岡山市 広島県 広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町 長崎県 長崎市	北海道 札幌市 茨城県 八千代町、石巻町、稲町 栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町 群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町 埼玉県 熊谷市、深谷市、白岡市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山市、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町 千葉県 東金市、君津市、富津市、八街市、富津市、山武市、大網白里市、長柄町、長南町 神奈川県 横浜町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊藤市、下諏訪町 岐阜県 大垣市、高山市、多治見市、岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐阜町、笠松町 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市 愛知県 稲野市、海部市、清水町、長島町、小山町、川根本町、森町 徳島県 一宮市、平田市、豊川市、海部市、大山市、常陸市、江野市、小牧市、新城市、東海市 高知県 若谷市、田原市、大川町、珠美町、阿久比町、東洋町、幸田町、設楽町、東栄町、豊後町 三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、水越町、東員町、高野町、朝日町、川越町 奈良県 北谷市、野添市、湖南市、葛城市、東近江市、米原市、多賀町 京都府 城陽市、大山崎町、井手町 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町 奈良県 天理市、橿原市、桜井市、田原市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺市、宇陀町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川辺町、三宅町、田原本町、曽根町、相古町、上牧町、三宅町、高良町、河合町 和歌山県 和歌山市、橋本町、紀の川市、岩出市、かつらぎ町 岡山県 岡山市 広島県 広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町 長崎県 長崎市	京都府 名取市 富山県 舟橋市 岐阜県 羽島市、坂祝町 愛知県 佐賀市	
その他 (0%)									茨城県 かすみづら市、小美玉市 神奈川県 白河町 滋賀県 丹波篠山市	全ての標準居住1級地から7級地以外の地域

